

## 2次審査の「ヒアリング」における審査の観点について

### 1. 「ヒアリング」の聞き取り事項

- 審査基準に定める「ヒアリング」において新規申請者から聞き取りする事項は、以下のとおり。
  - (1) 申請者の事業の内容及び業績
  - (2) 職員に対する子育て支援の取組み状況
  - (3) 保育施設を設置することとした経緯
  - (4) 保育施設の目指す姿
  - (5) 保育施設の運営に関する費用負担
  - (6) 保育施設の設置ニーズ及び職員の要望
  - (7) 保育施設に関する責任体制
  - (8) 保育施設の開所までのスケジュール
  - (9) その他（保育施設のアピールポイントなど）

### 2. 「ヒアリング」における審査の観点

- ヒアリングは、新規申請者から様々な事項についての聞き取りを行うが、主に次のような観点に基づき、ヒアリングの聞き取り結果に関し妥当であると認められるかについて審査を実施する。

#### **(1) (事業者側の視点) 保育施設の設置の背景やメリット、設置ニーズなど**

事業者が主体性をもって保育施設の運営を実施していくためには、事業者において、保育施設を設置することが事業者側にどのような役割・メリットをもたらすか、また、今後の保育施設の運営に関して、設置事業者として具体的に実施すべきことはなにかを十分に理解していることが重要である。

このため、保育施設を設置しようとした動機・理由などの背景や、企業としてのメリット・効果などについて、十分に説明することができるか、また、保育施設の設置ニーズや、職員からの要望・意見などについて、事業者がしっかりと把握しているか、さらに、今後の保育施設の運営に関して具体的に実施すべき内容を認識しているかについて、ヒアリングにより確認する。

#### **(2) (利用者側の視点) 保育の提供において重要と考えられることや、職員の人材育成・質の向上に向けた取組など**

保育施設において質の高い保育を提供するためには、事業者において、保育施設を利用する保護者や子ども側の視点から、どのような保育を実施していかなければならないかを十分に理解していることが重要である。

このため、保育の提供において重要と考えられることや、保育施設の職員の人材育成・質の向上に向けた取組の内容など保育の質を高めるための具体的な方策を説明することができるかについて、ヒアリングにより確認する。

#### **(3) その他**

(1) 及び (2) 以外の観点について、十分な説明ができていないかについて、ヒアリングにより確認する（設置する保育施設のアピールポイントなどの説明や「定性的評価」を行うための不足情報等に対する確認を含む）。